

## 第70回議会力向上会議記録（抄）

（6. 4. 15）

### 一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

#### 1. ハラスメント防止に係る条例制定について（資料1～4 参照）

令和6年2月14日の議会運営委員会において、大阪維新の会堺市議会議員団委員から5月定例会での制定をめざし提案された本市議会におけるハラスメント防止条例の制定について、全議員提案となる条例制定に向け、次回の議会力向上会議においてワーキンググループの設置等を含め検討することとした件について、すでにハラスメント防止条例を制定している他議会の事例（資料1・2）を議会局より説明を行い、大阪維新の会堺市議会議員団より提出された条例案のたたき台（資料3）について同委員より説明の後、各会派等の意向を聴取した。

なお、協議に先立ち、座長より次のとおり説明があった。

#### 【座長の説明】

条例制定にあたり条例の骨子となる事項を整理し論点整理を行うため資料（資料4）を作成した。

#### 【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○論点は絞られており、ワーキンググループを設置し早期に制定していただきたい。 ○条例が制定されるまでの間にハラスメント事案が発生した場合、議会としての対応が任意調査に限られてしまい、実効性の担保が取れない点を懸念している。 ○各会派等から論点に対する具体的な案を示していただきたい。
公明党 堺市議団	○条例制定については慎重に議論すべきである。
自由民主党・ 市民クラブ	○条例内容を皆が理解した上で守られるような条例を議会のスケジュールに則り制定すべきである。 ○相談窓口・調査機関は第三者外部機関が妥当であり、設置に係る予算措置についても検討すべきである。 ○市民も対象とした多様なハラスメント事案を包括する条例となるよう検討を行うべきである。
堺創志会	○ワーキンググループを設置し検討すべきである。 ○相談窓口・調査機関は第三者外部機関が妥当であり、条例に設置を規定すべきである。 ○議長へ調査内容が報告されるまでの過程において、関係者氏名の取扱いを検討すべきである。
日本共産党 堺市議会議員団	○全議員が納得する議論が行えるよう、話し合いの場を設けることが重要である。

	○議会における自由な発言を妨げないために、ハラスメント事案の対象を整理する必要がある。
長谷川俊英議員	○大勢に従うが、早期に制定すべきと考える。現在、職員からハラスメント事案の相談を受けている。 ○相談窓口については非常に重要な問題であるため、慎重な検討が必要と考える。

**【座長の意見】**

- 相談窓口や調査機関は公平かつ客観的な立場をとれる第三者外部機関に依頼すべきと考えるが、依頼先や、それに伴う予算措置を考慮して、令和6年度中に条例をまとめ、予算措置を行った上、令和7年4月1日に施行するのが最も早いスケジュールであると考えている。
- 条例が施行されるまでの間にハラスメント事案が生じた場合、5月役員選出後の新正副議長の下で対応を決めておくべきと考える。
- ハラスメント被害防止の観点から、どのような行為がハラスメントに該当するのかを認識できるような仕組みが必要である。

**【協議結果】**

本件については、5月役員選出後、速やかに議会力向上会議ワーキンググループを設置し、条例制定に向け議論を進めることとなった。

また、ワーキンググループが設置されるまでの準備として、ハラスメント防止条例検討事項等(資料4)について、各党派等において各項目に対する具体的な案及び意見をまとめることとなった。

2. 議会報告会 次回開催に向けての振り返りについて (資料5 参照)

座長から、議会報告会ワーキンググループ会議において、令和6年1月28日に開催した第13回堺市議会 議会報告会の振り返りについて意見をまとめた旨の報告があり、今後の議会力向上会議において、次回開催に向けての協議を行う際は、本内容を十分に踏まえて協議していただきたい旨の発言があった。

3. 大綱質疑・委員会等通告・質問内容取りまとめ用のフォーマットについて (資料6 参照)

新たに作成した大綱質疑・委員会等通告・質問内容取りまとめ用のフォーマットについて、議政局より説明を行った。

**【協議結果】**

本件については、新しいフォーマットを各党派等で使用し、仕様等に支障がなければ、5月定例会より使用することを5月定例会の初日議会運営委員会(5月9日)において確認することとなった。

4. 議会における手続のオンライン化について (資料7・8 参照)

オンライン手続を可能とするため、2月定例会において、会議規則及び委員会条例等の関係規定の改正を行ったオンライン手続(令和6年4月1日施行)について、座長より次のとおり説明があった。

#### 【座長の説明】

- オンラインによる手続を行う場合、その具体的な事項については、議会等が定めることとなっており、会議規則及び委員会条例の改正に加え、施行規定等を設け、具体的な事項を定める必要がある。
- 全国市議会議長会から、議会におけるオンラインによる手続の具体的方法、会議規則及び委員会条例に係る規程（例）（資料7）及びオンライン手続による請願の提出時において、マイナンバーカードを用いた電子署名等を利用する場合の手続について（資料8）が示された。
- 今後の手続のオンライン化の進め方については、以下のとおりとする。
  - ・先にオンライン化を決定した項目については、5月定例会中に規定案を示す予定である。
  - ・引き続き協議を行う請願・陳情や議案提出等の手続については、5月役員改選後の会議で個別に手続の具体的方法を検討し、実施を決定した項目については、規定を制定する。